



令和3年5月28日

各 位

会 社 名 大黒屋ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 浩 平
(コード番号 6993 東証第二部)
問合せ先 財務経理部長 堀内 治 芳
(TEL. 03-6451-4300)

役員退職慰労金制度導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員退職慰労金制度の導入を、令和3年6月29日開催予定の当社第112期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社の取締役報酬額は、平成9年6月27日開催の定時株主総会において月額50,000千円以内とする旨ご承認いただいております。また当該取締役報酬とは別枠で、平成27年6月26日開催の定時株主総会において年額50,000千円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行する旨ご承認いただいております。また、当社の監査役報酬額は、平成元年8月30日開催の定時株主総会において月額2,000千円以内とする旨ご承認いただいております。また当該監査役報酬とは別枠で、平成27年6月26日開催の定時株主総会において年額5,000千円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行する旨ご承認いただいております。

そして、今回これらとは別枠にて、取締役及び監査役（以下併せて「役員」といいます。）に対する役員退職慰労金支給制度（以下「本制度」といいます。）の導入について、本株主総会に付議することといたします。

記

1. 本制度導入の目的等

役員の内任期間中の功勞に報いることを目的として、本制度を導入することといたします。なお、今回導入する退職慰労金支給制度は、株式評価に左右されるストック・オプションによる報酬とは異なり、役員に対する一定額の報酬支払を担保することにより、職務執行に対して適切な対価が支払われることを企図するものです。

本制度に従い役員退職慰労金を支給する場合には、都度、当該役員に対して役員退職慰労金を支給する旨について、株主総会における承認決議を得ることといたします。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が定めた役員退職慰労金支給規定に基づき、役員が退任または死亡した場合に、当該役員に対して退職慰労金を支給する制度です。

なお、本議案が承認された場合には、会社法施行規則第82条第2項に基づき、必要に応じて当該役員退職慰労金支給規定を閲覧に供する等、株主の皆様が同規定の内容を知ることができるようにするための措置を講じることといたします。

以 上